

平成31年 No.2

○国立大学法人東京学芸大学男女共同参画推進本部要項等の一部を改正する要項

改正理由

委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成31年2月20日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学男女共同参画推進本部要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成31年 2月21日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学男女共同参画推進本部要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学男女共同参画推進本部要項（平成18年 3月14日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学PD推進本部要項（平成30年 4月19日制定）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部会要項（平成22年 3月17日制定）

国立大学法人東京学芸大学男女共同参画推進本部要項の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長 1名</p> <p><u>(2) 学長が委嘱する教員 若干名</u></p> <p><u>(3) 学長が委嘱する事務職員 若干名</u></p> <p>2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は前項第1号の本部員をもって充て、副本部長は本部長が指名する。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第1項第2号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第4条の規定にかかわらず、この要項施行の際、現に改正前の国立大学法人東京学芸大学男女共同参画推進本部要項第4条第1項第2号の本部員である者については、その任期満了までの間に限り、なお従前の例による。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長 1名</p> <p><u>(2) 各学系の教授会構成員から選出された者 各1名</u></p> <p><u>(3) 学長が委嘱する教員 若干名</u></p> <p><u>(4) 学長が委嘱する事務職員 若干名</u></p> <p>2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は前項第1号の本部員をもって充て、副本部長は本部長が指名する。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第1項第2号及び第3号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学PD推進本部要項の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長 1名</p> <p><u>(2) 学系長</u></p> <p>(3) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p><u>(4) 事務局長</u></p> <p><u>(5) 学務部長</u></p> <p><u>(6) 総務部長</u></p> <p><u>(7) 附属学校運営部長</u></p> <p>2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は前項第1号の本部員をもって充て、副本部長は本部長が指名する。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>(任期)</p> <p>第6条 前条第1項<u>第3号</u>の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長 1名</p> <p><u>(2) 学長が委嘱する教員 若干名</u></p> <p><u>(3) 事務局長</u></p> <p><u>(4) 学務部長</u></p> <p><u>(5) 総務部長</u></p> <p><u>(6) 附属学校運営部長</u></p> <p>2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は前項第1号の本部員をもって充て、副本部長は本部長が指名する。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>(任期)</p> <p>第6条 前条第1項<u>第2号</u>の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>2 前条第1項第2号の本部員については、半数ずつ交代するものとする。</u></p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 国際連携及び国際交流に関する年度計画の推進並びに次年度計画の提案</p> <p>(2) 国際連携及び国際交流に関する次期中期目標並びに中期計画の提案</p> <p>(3) 国際戦略の企画・立案及びその実施に関する業務</p> <p>(4) 大学間交流協定の基本方針に関する業務</p> <p>(5) 国際交流活動及び国際協力活動の企画・立案及びその実施に関する業務</p> <p>(6) 留学生交流の基本方針の策定、企画・立案及びその実施に関する業務</p> <p>(7) 国際交流会館の管理運営に関する重要事項の審議</p> <p><u>(8) 東アジア教員養成国際コンソーシアム事業の企画・立案及びその実施に関する業務</u></p> <p><u>(9) 留学に関わる学生派遣及び受入れプログラムの実施に関する業務</u></p> <p><u>(10) 在外教育施設との連携支援事業の企画・立案及びその実施に関する業務</u></p> <p><u>(11) その他国際戦略の推進のために必要な業務</u></p> <p>[省略]</p> <p>(本部員以外の者の出席)</p> <p>第6条 推進本部は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p><u>(専門委員)</u></p> <p>第7条 推進本部は、次の各号に定める事項を実施するため、専門委員を置くことができる。</p>	<p>[省略]</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 国際連携及び国際交流に関する年度計画の推進並びに次年度計画の提案</p> <p>(2) 国際連携及び国際交流に関する次期中期目標並びに中期計画の提案</p> <p>(3) 国際戦略の企画・立案及びその実施に関する業務</p> <p>(4) 大学間交流協定の基本方針に関する業務</p> <p>(5) 国際交流活動及び国際協力活動の企画・立案及びその実施に関する業務</p> <p>(6) 留学生交流の基本方針の策定、企画・立案及びその実施に関する業務</p> <p>(7) 国際交流会館の管理運営に関する重要事項の審議</p> <p><u>(8) その他国際戦略の推進のために必要な業務</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>(部会)</u></p> <p>第6条 <u>推進本部に、必要に応じて部会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 部会の委員は、本部長が委嘱する。</u></p> <p><u>3 部会に部会長を置き、第4条第1項の本部員のうちから本部長が指名する。</u></p> <p><u>4 部会長は、部会の業務を総括する。</u></p> <p><u>5 前各項に定めるもののほか、部会の設置その他部会に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。</u></p> <p>(本部員以外の者の出席)</p> <p>第7条 推進本部は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p>

- (1) 東アジア教員養成国際コンソーシアム事業の実施に必要な業務
- (2) 留学に関わる学生派遣及び受入れプログラムの実施に必要な業務
- (3) 在外教育施設との連携支援事業の企画・立案及びその実施に必要な業務
- (4) その他国際戦略推進本部の業務で本部長が必要と認めた業務

2 前項の専門委員は、本部長が委嘱するものとする。

[省略]

附 則

1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部東アジア教員養成国際コンソーシアム事業実施部会要項（平成22年4月28日制定）、国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部留学プログラム実施部会要項（平成25年5月11日制定）、国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部外国人留学生の受入れとグローバル人材の養成プロジェクト実施部会要項（平成27年2月24日制定）、国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部モンゴル国障害児のための教育改善プロジェクト実施部会要項（平成27年10月1日制定）及び国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部在外教育施設連携支援促進部会要項（平成28年7月1日制定）は廃止する。

[省略]